

議案第 4 号

島根原子力発電所稼働の賛否を問う米子市民投票条例の制定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定に基づく
島根原子力発電所稼働の賛否を問う米子市民投票条例の制定の請求を令和
4 年 1 月 20 日に受理したので、同条第 3 項の規定により、次のとおり意
見を付けて議会に付議する。

令和 4 年 2 月 1 日提出

米子市長 伊 木 隆 司

島根原子力発電所稼働の賛否を問う米子市民投票条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、島根原発2号機の再稼働及び島根原発3号機の新規稼働の賛否について米子市長が判断するに際し、市民の総意を的確に把握することに資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「島根原発2号機の再稼働」とは、この条例施行の際に運転を停止している島根原子力発電所2号機の再稼働をいう。

2 この条例において「島根原発3号機の新規稼働」とは、この条例施行の際に運転を開始していない島根原子力発電所3号機の新規稼働をいう。

（市民投票）

第3条 第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項の賛否についての市民による投票（以下「市民投票」という。）をそれぞれ行う。

(1) 島根原発2号機の再稼働

(2) 島根原発3号機の新規稼働

2 市民投票は、市民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

（市民投票の執行）

第4条 市民投票に関する事務は、市長が執行するものとする。

（市民投票の期日）

第5条 市民投票の期日（以下「投票日」という。）は、市長が第3条第1項各号に掲げる事項について島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（平成23年12月25日付鳥取県・米子市・境港市・中国電力株式会社協定）（以下「安全協定」という。）第6条の規定により意見を述べるまでの期間において、市長が定める。

（市民投票の告示）

第6条 市長は、前条の規定により投票日を定めたときは、投票日の10日前までにこれを告示しなければならない。

（投票資格者）

第7条 市民投票において投票を行う資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において、市に住所を有し、年齢満15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者（外国人を含む。）であ

って、引き続き3月以上住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく市の住民基本台帳に記録されている者とする。

（投票資格者名簿）

第8条 市長は、投票資格者について、投票資格者名簿を調製するものとする。

（1人1票、秘密投票）

第9条 市民投票は秘密投票とし、投票は1人1票とする。

（投票所における投票）

第10条 投票資格者は、投票日に自ら市民投票を行う場所（以下「投票所」という。）に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

（期日前投票・不在者投票）

第11条 前条の規定にかかわらず、投票日に自ら投票所に行くことができない投票資格者は、第6条の告示後、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行なうことができる。

（投票の方式）

第12条 投票資格者は、第3条第1項各号に掲げる事項に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載して投票箱に入れるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、身体故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより、代理投票又は点字投票をすることができる。

（投票の効力の決定）

第13条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が客観的に明らかであれば、その投票を有効とするものとする。

（無効投票）

第14条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの

- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄に重複して記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) 何も記載していないもの

2 前項の規定にかかわらず、第12条第2項の規定による点字投票の効力に関する事項は、規則で定める。

(情報の提供)

第15条 市長は、投票日の5日前までに、市民投票の趣旨、第6条の告示の内容、関連情報及び市民投票に関し必要な情報を、多様な媒体を活用して投票資格者に対して提供するものとする。

2 市長は、第6条の告示の日から投票日の前日までの間、市民投票の趣旨を記載した文書、その選択肢について説明した文書その他行政上の資料で公開することができるものについて、インターネットの利用その他の方法により一般の縦覧に供するものとする。

3 市長は、必要に応じて討論会、シンポジウムその他市民投票に係る情報の提供に関する施策を実施するものとする。

4 市長は、前3項に規定する情報の提供に関する施策の実施に当たっては、公平性の保持に努めなければならない。

(投票運動及びその規制)

第16条 市民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、市民の自由な意思を不当に拘束しないように節度をもって行わなければならない。

(市民投票の結果の告示)

第17条 市長は、市民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第18条 市民投票において、有効投票総数の過半数の賛否いずれかの結果が、投票資格者総数の4分の1以上に達したときは、市長は、市長が第3条第1項各号に掲げる事項について安全協定第6条の規定により意見を述べるに当たり、当該市民投票の結果を尊重するものとする。

(規則への委任)

第19条 前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事

項は、規則で定めるもののほか、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定により行われる市の議会の議員又は長の選挙の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根原子力発電所稼働の賛否を問う米子市民投票条例案に対する意見書

1 条例案の趣旨及び内容

地方自治法第74条第1項の規定により制定の請求があった島根原子力発電所稼働の賛否を問う米子市民投票条例案（以下「条例案」という。）は、島根原子力発電所2号機の再稼働及び島根原子力発電所3号機の新規稼働の賛否について市長が判断するに際し、市民投票を行うことにより、市民の総意の的確な把握に資することを目的として掲げています。

その内容は、本市に住所を有し、年齢満15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者（外国人を含む。）であって、引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されているものを投票資格者として、島根原子力発電所2号機の再稼働及び島根原子力発電所3号機の新規稼働に関する「賛成」又は「反対」についての市民投票を行うこと。その結果、有効投票総数の過半数の賛否いずれかの結果が投票資格者総数の4分の1以上に達したときは、市長は、鳥取県、米子市、境港市、中国電力株式会社の間において締結した島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）に基づき意見を述べるに当たり、当該市民投票の結果を尊重するものとするというものです。

2 条例案に対する意見

島根原子力発電所稼働の賛否を問う米子市民投票条例の制定については、次の理由により、反対します。

- (1) 原子力発電所の再稼働及び新規稼働は、国のエネルギー政策に係る事項であること。

国策である原子力発電所の再稼働及び新規稼働については、エネルギーの安全保障、経済に与える影響、地球温暖化対策等の諸課題が複雑に絡み合った国家の将来に多大なる影響を与える課題であることか

ら、国が、エネルギー基本計画に基づき、安全性の確保を優先させた上で、責任を持って判断すべきものであると考える。

(2) 市民投票における選択肢が限られていること。

安全協定に基づき市が述べる意見は、単に再稼働又は新規稼働について「賛成」又は「反対」の意思を表明するものではない。その意見を述べるためには、地域住民の多様な意見や専門的な知見を踏まえた総合的な議論を経ることが必要であると考ええる。

しかるに、条例案による市民投票では、市民は単に「賛成」又は「反対」を選択することとされており、このような限られた選択肢では、地域住民の多様な意見が反映されるものとはならないと考える。

市が安全協定に基づき意見を述べるに当たっては、住民の代表から構成される市議会における多様な議論を踏まえて行うことが最善であると考ええる。

3 条例案の内容の疑義等

前項において述べた意見のほか、条例案には、次のような疑義及び条例として不備な点があると考えます。

(1) 条例の目的

第1条において、「島根原発2号機の再稼働及び島根原発3号機の新規稼働の賛否について米子市長が判断する」とあるが、市長は、安全協定に基づき意見を述べるのであって、島根原子力発電所2号機の再稼働又は島根原子力発電所3号機の新規稼働の賛否を判断するものではない。

(2) 投票資格者

第7条の投票資格者について、市民投票は、間接民主制を補完するものであることから、年齢要件及び国籍要件は、地方公共団体の議員及び長の選挙権に関する規定に準ずるのが適当であると考ええる。

また、投票資格者が定まる日（基準日）は、同条に「投票日におい

て」と規定されていることから、投票日であると解される。その一方で、第11条の規定による期日前投票及び不在者投票は、同条の規定により告示後に行うことができることとされているが、告示は、投票日の10日前までに行われるもの（第6条）とされている。投票資格者が定まる日（基準日）前に、第11条の規定により、期日前投票及び不在者投票を行うことは、不可能であると考えられる。

(3) 期日前投票・不在者投票

第11条において、「投票日に自ら投票所に行くことができない投票資格者」は、期日前投票又は不在者投票を行うことができるとされており、文理上、投票資格者は、「自ら」投票所に行くことができない場合に限り、期日前投票又は不在者投票を行うことができるものと解される。これは、公職選挙法の規定と比して、期日前投票及び不在者投票の要件を狭めるものであり、結果として、投票する機会を制限することとなるため、妥当ではない。